

積立式定期預金規定

積立式定期預金（以下、「この預金」という。）は、預金共通規定および次の規定により取扱います。

1. 預金契約の成立

当行は、預金者からこの預金に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

1の2. 預金の預入れ等

- (1) この預金は、1回あたり1円以上とし、満期日の1か月前の応当日までの間、①毎月口座振替、②増額月口座振替、③随時入金（ＡＴＭ、店頭等）のいずれの方法でも預入れることができます。

なお、③による場合は必ずこの通帳をご持参ください。

- (2) この預金は取扱店のほか当行本支店のどこの店舗でも預入れができます。

2. 預金の種類、しくみ、支払い等

この預金はあらかじめ指定を受けた積立種類に応じ次の内容で取扱います。

(1) エンドレス（普通）型

- ① この預金は、預入金額ごとに、最長預入期限（預入日の3年後の応当日）までの期日指定定期預金として作成します。
- ② この期日指定定期預金は、最長預入期限に元利金を合計して（満期日に口座振替による預入れがある場合は、これを合算して）、前記①と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。なお、継続を停止するときは、この期日指定定期預金の最長預入期限（継続したときはその最長預入期限）までにその旨を申出てください。
- ③ この預金は、期日指定定期預金の据置期間（1年）の満了日から最長預入期限までの間の任意の日に、預金残高の全部または一部について満期日を指定することができます。（満期日を指定する場合は、取扱店に対してその1か月前までに通知を必要とする。）この場合、この預金は満期日以後に利息とともに支払います。なお、預金の一部について満期日を指定する場合には、預入金額およびその合計金額で指定してください。
- ④ 前記③により指定された満期日を1か月経過しても解約されない場合またはその間に最長預入期限が到来した場合は、前記③による満期日の指定はなかったものとします。この場合、引き続き最長預入期限に自動継続して取扱います。

(2) 満期日指定型

- ① この預金は、預入金額ごとに、預入日から指定された満期日までの預入期間に応じて次の預金を作成します。
- A 預入期間が1年未満の場合
満期日までの自由金利型定期預金（M型）とします。
- B 預入期間が1年以上3年以下の場合
満期日までの期日指定定期預金とします。
- C 預入期間が3年超3年3か月未満の場合
預入日の1年後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）とし、その満期日に元利金の合計額をもって、指定された満期日までの期日指定定期預金に自動的に継続します。
- D 預入期間が3年3か月以上の場合
預入日の3年後の応当日を満期日とする期日指定定期預金とし、その満期日に元利金の合

計額をもって、指定された満期日までの残存預入期間に応じて、A、B、CおよびDの場合に準じて自由金利型定期預金（M型）または期日指定定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても、以後同様とします。

なお、継続を停止する場合は、この預金に受入れた自由金利型定期預金（M型）および期日指定定期預金の満期日（継続したときはその満期日）までにその旨を申出てください。

- ② この預金残高の全部または一部について満期日を指定する場合、指定された満期日を1か月経過しても解約されないときまたはその間に預入期限が到来したときの取扱いは、前記（1）③および④により取扱います。
- ③ この預金は通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、自動解約式の場合は通帳記載の満期日に自動的に解約のうえ元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金します。

3. 利息

- （1）この預金の利息は、次のとおり計算します。

① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

預入金額ごとにその預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）について、預入日（継続をしたときはその継続日）現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。

A 1年以上2年未満 当行所定の「2年未満」の利率

B 2年以上 当行所定の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」という。）

② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金（M型）の場合

預入金額ごとにその約定日数について、預入日における当行所定の利率によって計算します。

③ 前記①および②の利率は、当行所定の日にそれぞれ変更します。

この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてその預入日（すでに預入れられている金額については、変更日以後最初に継続される日）から適用します。

- （2）継続を停止した場合における利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数について、解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

- （3）債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたときは、この預金は満期日前に解約できません。

- （3）の2 当行が預金者からの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合、その利息は、次のとおり計算し、この預金とともに支払います。

① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

預入金額ごとにその預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下、切捨て。）によって計算します。

A 6か月未満 解約日における普通預金の利率

B 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%

C 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%

D 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%

E 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%

F 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%

② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金（M型）の場合

預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下、切捨て。）によって計算します。

A 6か月未満 解約日における普通預金の利率

B 6か月以上1年未満 前記（1）②の適用利率×50%

(4) 前記（1）により利息を組入れるとこの口座の非課税貯蓄の最高限度額を超過する場合は、この組入利息は、当行所定の方法により支払います。

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. 預金の解約

(1) この預金を前記2（2）の自動解約式以外の方法により解約する場合は、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに当行本支店に提出してください。

なお、この預金をATMとキャッシュカードでお作りいただいた場合の届出印は、キャッシュカード付帯の普通預金の届出印と同一とし、当該普通預金の口座番号をこの通帳（見返し）に表示します。

(2) この預金の残高の一部に相当する金額の払戻請求があった場合は、当該金額に達するまで1口毎にこの預金を順次解約します。

この場合、特に指定のないかぎり、解約日現在で満期が到来し、かつ、預入日または継続日から解約日までの日数の長い預金を優先します。

5. 自動解約式の通帳等の効力

前記2（2）の自動解約式により、満期日に自動的に解約のうえ元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金した後は、この通帳は無効になります。

6. 保険事故発生時における預金者からの相殺

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当

行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の支払いは不要とします。

- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

7. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。